第7回

平成27年11月17日

著作物 編集著作物 示ータベース

杉 山 務

編集著作物

12条

(編集著作物)

12条1項 編集物(データベースに該当するものを除く。以下同じ。)で その素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、 著作物として保護する

2 前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない

(データベースの著作物)

12条の2 データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護する

編集著作物

既存の著作物が素材(二次的著作物)

- 新聞
- 雑誌
- 詩集

新規な著作物

- 職業別電話帳
- 列車時刻表
- 人名録
- 百科事典

編集著作物

12条

(編集著作物)

12条1項 編集物(データベースに該当するものを除く。以下同じ。) でその素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、著作物として保護する。

2 前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

編集著作物の特徴は

- ① 素材の選択又は配列によって創作性を有するもの
- ② 素材を著作物に限定しない
- ③ 素材の利用が適法であることを要しない

智恵子抄事件

最三050330

高村光太郎以外の者が「智惠子抄」の編集に関与した事実があるとしても、格別の事情の存しない限り、光太郎自らもその編集に携わった事実が推認される

本件編集著作物である「智惠子抄」は、詩人である高村光太郎が既に公表した自らの著作に係る詩を始めとして、同人著作の詩、短歌及び散文を収録したものであって、その生存中、その承諾の下に出版されたものであることは、原審の適法に確定した事実である。

そうすると、仮に光太郎以外の者が「智惠子抄」の 編集に関与した事実があるとしても、格別の事情の存 しない限り、光太郎自らもその編集に携わった事実が 推認されるものであり、したがって、その<u>編集著作権</u> が、光太郎以外の編集に関与した者に帰属するのは 、極めて限られた場合にしか想定されないというべ きである。



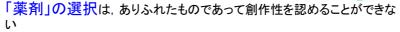
智惠子抄[Kindle版] 高村光太郎(著) Kindle 価格: ¥0

「今日の治療薬 解説と便覧2007」編集著作物事件

東京地栽240831

「薬剤」選択の創作性等編者の個性が表れていると認めることができる場合があるものといえるが、原告書籍一般薬便覧部分の個々の具体的な薬剤の選択における創作的表現が被告書籍一般薬便覧部分において利用されているものと認めることはできない

「薬剤」の配列の創作性は、原告書籍一般薬便覧部分の個々の具体的な薬剤の配列において創作性が認められるとしても、個々の具体的な薬剤の配列における表現は、原告書籍一般薬便覧部分の創作的表現と類似しているものと認められない



「漢方処方名」の配列の創作性等についても、編集著作物に該当するものと認められない。「漢方薬薬剤情報」の選択や配列においても創作性を有する編集著作物に該当するものと認められないとして原告書籍漢方薬便覧部分の複製又は翻案を否定

アメリカ語要語集事件

東京高裁601114

3,000前後の標準的なアメリカ語の単語,熟語及び 慣用句を使用頻度に従って選び出し,これらを見出し 語としてアルファベット順に配列し,各見出し語に続 けてその日本語訳を付し,その大部分のものについ て見出し語を用いた慣用句及び文例並びにこれらの 日本語訳を付した「アメリカ語要語集」と題する英和 辞典は,語句及び文例の選択及び配列に創意を凝 らして創作されたものとして,編集著作物に当たる

「用字苑」事件

名古屋地裁620318

著作権法12条1項の規定は「素材が単なる事実 , データ等であっても、その収集、分類、選択、 配列が編集者の一定の方針あるいは目的の もとに行われ、そこに独創性を見いだすことが できれば、全体を著作物として扱う旨を明らか にしている」ところ、現代において使用されている漢 字をその読み仮名を付して収録した。辞典(用字苑)は , 編集著作物に当たる

コムライン事件

東京地裁060218

個々の新聞記事に著作物性を認めた

客観的な事実を素材とする新聞記事であっても、収集した素材の中からの記事に盛り込む事項の選択と、その配列、組み立て、その文章表現の技法は多様な選択、構成、表現が可能であり、新聞記事の著作者は、収集した素材の中から、一定の観点と判断基準に基づいて、記事に盛り込む事項を選択し、構成、表現するのであり、著作物といいうる程の内容を含む記事であれば直接の文章表現上は客観的報道であっても、選択された素材の内容、量、構成等により、少なくともその記事の主題についての、著作者の賞賛、好意、批判、断罪、情報価値等に対する評価等の思想、感情が表現されている

データベース著作物

(データベースの著作物)

12条の2 データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

2条1項10号の3 データベース 論文,数値,図形その他の情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

文献データベース

文献タイトル, 書誌的事項, 要旨・抄録, 主題, キーワード, 分類 ファクトデータベース

文字, 数值, 画像, 図面

データベースを考える場合<mark>ビッグデータ</mark>は欠かせない 著作権法との関係はまだ流動的

NTTタウンページ事件 東京地裁120317

タウンページデータベースの職業分類体系は、検索の利便性の観点から、個々の職業を分類し、これらを階層的に積み重ねることによって、全職業を網羅するように構成されたものであり、原告独自の工夫が施されたものであって、これに類するものが存するとは認められないから、そのような職業分類体系によって電話番号情報を職業別に分類したタウンページデータベースは、全体として、体系的な構成によって創作性を有するデータベースの著作物であるということができる。



タウンページの職業分類は、検索の利便性の観点から、個々の職業を分類し、これらを階層的に積み重ねることによって、全職業を網羅するように編集されたものであり、原告独自の工夫が施されたものであって、これに類するものが存するとは認められないから、そのような職業分類体系によって電話番号情報を職業別に分類したタウンページは、素材の配列によって創作性を有する編集著作物であるということができる。

利用者の検索の利便性の観点から、

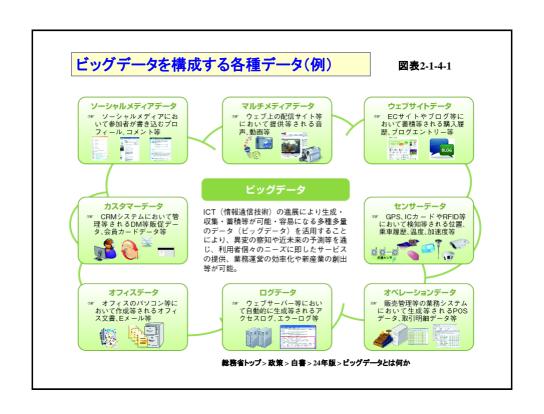
- ①事業所等の電話番号情報のうち、利用者からの問合せや注文に応じる部 署以外のものを掲載しない
- ②正式名称とは別に著名な通称がある場合には通称での掲載も認める
- ③契約者名ではなく、屋号で掲載する
- ④業種を示す冠称名が付されている掲載名(「電気の・・・」、「すしの・・・」など)、広告的要素の強い掲載名(「安くてうまい・・・」、「早くて安全・・・」など)、五〇音順の掲載順序を意識した掲載名(「アアア・・・」など)を掲載しない
- ⑤氏名と屋号又は屋号と屋号を併記した掲載名は、併記した名でないと検索できないため、このような名では掲載しないようにし、氏名と屋号、屋号と屋号を別々に掲載する
- ⑥同一社名や店名が連続して羅列されることを避けるために、例えば、百貨店であれば、初めに百貨店名を表示し、その後に売り場ごとにまとめて電話番号を掲載する
- ⑦資格を要する職業については無資格者の掲載を排除する

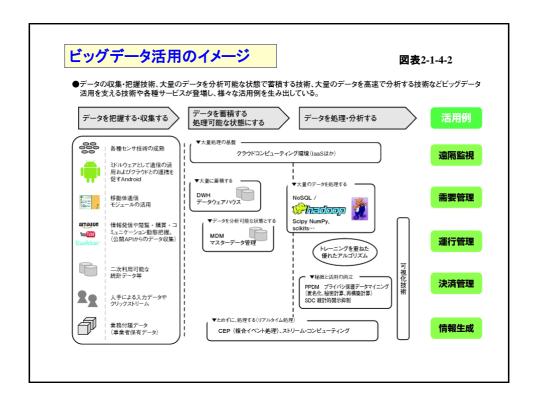
これらのものは、電話番号情報に関する職業別のデータベースとして利用者に提供する以上、当然にすべき配慮であると考えられるから、特に創作的なものとは認められない。したがって、右のような配慮をもって、情報の選択又は体系的な構成について創作性が存するとは認められない。

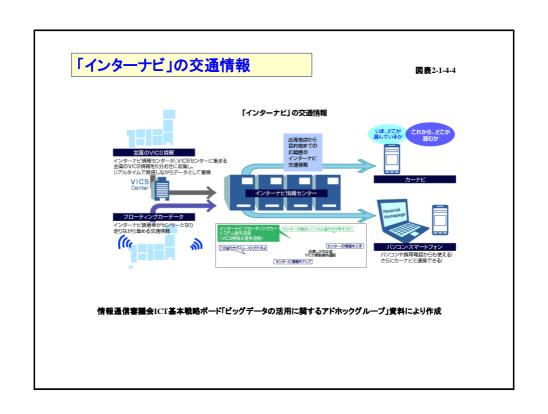
データベース著作物

作成手順

- 1 情報の収集・選定 特許明細書, 学術文献, 企業財務データ, 学術データ 新聞記事, 判例
- 2 体系の設定 フォーマット作成;情報の項目,構造,形式,分類体系
- 3 情報の分析・加工 情報の補正, 信頼性の確認, 単位の統一 コーディング, キーワード付与
- 4 情報の蓄積・管理 利用性のよいデータ蓄積







国内における取組事例

楽@天

Infoseek 楽®天

- ☞ ターゲティング広告について、リアルタイム性を加味した ータベースシステムにより、会員の多種多量に及ぶデータ を集約・分析
- 数千万人の会員の属性、数千万点の商品購入履歴、各種 サービスの利用履歴、会員ランキング、ポイント活用等の データを日次等で分析し、顧客特性等に応じた広告等を配信
- 会員が2つ以上の他サービスを利用する割合が2007年の 31.4%から2009年6月に38.2%に向上し、また、クリック率 や購買率が数倍に上昇。

カブドットコム証券 わたしたちはMUFGです。 🔘



- 炒 投資情報について、分散処理ソフト「Hadoop」(ハドゥー プ)を組み込んだシステム等により、ツイッター等のソー シャルメディア上のデータを分析
- 46者の対象銘柄について、1日当たり約900万行のソー シャルメディア上のデータを収集し約4万3千のキ で絞り込み、登場頻度と株価動向の相関関係等を分析
- 今後、対象銘柄の増加や分析精度の向上等の開発により、 新たな投資情報サービスの提供が期待

国土交通省 関東地方整備局 ◆◎◎・東京都



- 平成24年2月に開通した「東京港臨海道路」の東京ゲート ブリッジについて、多数のセンサーにより、橋のひずみや振動を常時検知し、橋の破損状況をデータとして把握可能
- 橋を通過する車両の重さを算出することにより、過積載を 漆陽監視し、橋への負担や事故につながる車両の走行を防止 することも可能

徳島大学病院 Tokushima University Hospital



- EHR (電子健康記録) について、分散処理ソフト「Hadoop」 やデータ管理ソフト「Cassandra」等を組み込んだシステム により、医療機関等の診療等データを集積し、疾病を管理・
- ☞ 徳島大学病院や保健センター等のデータを同病院内の ーバーに蓄積し、診療所20カ所の検査結果等を集約・分 析
- . 慢性疾患対策の観点から、継続的な健康情報の管理によ り、包括的な疾病予防管理サービスの提供が期待

(出典)情報通信審議会ICT基本戦略ボード資料

海外における取組事例

SANTA CRUZ



- 窃盗事件について、余震予測システムをベースとした犯罪 予測システムにより、過去8年分及び日々更新される犯罪 データを分析
- □ 同市内を500フィート(約152メートル)四方のエリアに区 切り、最も犯罪が起きる可能性の高い地域トップ10が警察
- 官に伝送 市民からの呼出が増加する一方で、警察官数が減少する現 状におけるより効果的な人員配置や、窃盗事件に対する抑止

UOIT



- 新生児集中治療について、予測分析システムにより、新生 児に装着されたセンサーから送られてくるバイタル・デー タ(体温、心拍数、血圧値など16種類)をリアルタイムで収 集・分析
- 予め登録された新生児の平均データから成る基準モデル と比較し、心肺停止や院内感染などの罹患リスクの存在を伝
- 看護師による直接診断より6~24時間早く新生児の容 態異常が検知可能となり、また、複数患者の同時観察により 院内感染予測等に寄与

T··Mobile ·



- 解約者について、1ペタバイトを超える大規模なデータ分
- がシステムにより、3400万人の契約者データを分析 がシステムにより、3400万人の契約者データを分析 2週間分の分析により、一定の契約者グループの中の1人 が解約し事業者を乗り換えた場合、同じグループの契約者が 一般的な契約者と比較して7倍高い確率で乗り換えている ことが判明
- 分析結果を踏まえ、解約する前に、契約者に対し、 ピンポ イントで優遇キャンペーン等を打つことが可能となり、経営

shopperception



- マイクロソフト社のモーションセンサであるKinectを活 用し、スーパー等の小売分野において、買い物客の行動を分
- 陳列棚におけるどの商品に客が手を伸ばす回数が多いの か等について、リアルタイムでセンシングし、ヒートマップ による見える化や最適に商品配置
- 商品を一旦手に取った後に陳列棚に戻す顧客に対し、デジ タルサイネージ等の活用により、当該商品に関する広告をリ アルタイムに提供

(出典)情報通信審議会ICT基本戦略ポード資料

裁判例

編集著作物

- 1 米国新聞抄訳事件 東京高裁061027 +
- 2 会社案内事件 東京高裁070131 +
- 3 商品カタログ事件 大阪地裁070328 +
- 4 ウォール・ストリート・ジャーナル事件 東京地裁050830 +

ウォールストリートジャーナル(ニューヨーク版)の表紙



米国新聞抄訳事件 東京高裁061027

編集著作権の成立を米国新聞社の発行する英字 新聞の紙面について認めた上、右新聞の記事等の 核心的事項を抄訳したもの等を配列した文書につき ,対応する特定日付けの右新聞の翻案に当たり、そ の文書の作成、頒布は右新聞の編集著作権を侵害 するものであるとされた事例

記事の抄訳を分類して配列した文書は英字日刊新聞「THE WALL STREET JOURNAL」に依拠して作成されたものであり、内容において、記事の核心的事項である新聞が伝達すべき価値あるものとして選択し、記事に具現化された客観的な出来事に関する表現と共通している以上、新聞における記事等の配列と類似していることが認められるから、対応する特定の日付の新聞の翻案に当たり、文書の作成・領布は新聞の編集著作権を侵害する

編集担当者は、記者等が作成する原稿に基づいた報道記事、社説及び論評など多数の素材を一定の編集方針に従い、ニュース性を考慮して取捨選択した上、分析、分類して紙面に配列しており、このような紙面構成は、前記編集担当者の精神的活動の成果であり、またその新聞の個性を形成するものであるから、特定の日付の紙面全体は、素材の選択及び配列に創作性のある編集著作物である。

ウォールストリートジャーナル事件(東京高裁6年10月27日)

米国の新聞「ウォールストリートジャーナル」の記事を和文抄訳 発行者が著作権者に無断で翻訳・抄録した文書を有料配布し たことに対し、著作権者が差止請求

(法30条以下)これらの規定から直ちに、わが国においても、一般的に公正利用(フェアユース)の法理が認められるとするのは相当でなく、著作権に対する公正利用の制限は、著作権者の利益と公共の必要性という、対立する利害の調整の上に成立するものであるから、これが適用されるためには、その要件が明確に規定されていることが必要

会社案内パンフ事件 東京高判070131

文章と写真の組合せからなる会社案内について .編集著作権の侵害を認定

会社案内の特徴は、企業理念、業務内容、実績、企業の概要等を通じて企業の実態を表現するに当たり、イメージ写真を、記事内容を展開して行く上のつなぎ目場面や記事内容自体を象徴するものとしてそれぞれ使用し、さらに、空白部分を多く用いることにより、情報を開示しながら、全体として、優しさと簡素を基調とした会社案内としての特徴を顕現しているものと評価することができるものである。

殊に、イメージ写真は、全体の構成中に占める位置及び記事内容の重要性等に照らして、中心的な役割を果たしているものということができるものであって、このような素材の選択及び配列に創意と工夫が存するものと認めることができるから、著作権法12条の編集著作物に当たる。

商品カタログ事件 大阪地裁070328

本件カタログにおける工夫は結局のところ 素材の配列又は選択の創作性に過ぎない



というべきであり、本件カタログはその性質上個々の 写真に示された商品を印象づけることを意図して制作 されたものであって、ストーリー性を持った読み物とま でいうことはできないから全体として一個の創作性ある 著作物ということはできない」

編集著作権においても、保護の対象とするのは、素材の選択、配列についての具体的な表現形式であるから、素材において本件カタログと全く異なるYカタログが本件カタログ編集著作権を侵害するものであるということはできない」

ま と め

- 1 他人の著作物を無断で、違法に利用しても編集著作物といえるか
- 2 日本の新聞の見出しを集めて分類し、編集したものは、著作物となるか
- 3 50音順に並べた会員名簿は、編集著作物といえるか

ご清聴 ありがとうございました。

杉 山 務